

令和5年度募集（令和6年度採用）臨床研修医の募集定員等の設定について

1 背景

令和2年度から、医師臨床研修制度について一部権限が厚生労働省（以下「厚生労働省」という。）から都道府県へ移譲されたことに伴い、厚生労働省が定める都道府県別の上限の範囲内で、各臨床研修病院における研修医の募集定員について都道府県で設定を行う。

2 募集定員案（医師臨床研修連絡協議会案）

別紙「令和5年度募集（令和6年度採用）臨床研修医の募集定員及び修学生採用枠（上限）」のとおり

3 算定方法

- ・令和2年10月29日地域医療対策協議会で決定された算定方法に基づく。
（別添「募集定員の算定方法」参照）
- ・算定方法に則り、各病院の希望定員数を照会した結果、各病院の希望定員数の合計は246人となった。（国が示した本県の募集定員上限は265人）

令和5年度募集（令和6年度採用）臨床研修医の募集定員及び修学生採用枠（上限）

	臨床研修病院名	R5(R6採用) 募集定員	R5(R6採用) 修学生採用枠 (上限)	前年度 募集定員	前年度 修学生採用枠 (上限)
医師不足 地域	水戸赤十字病院	5	3	5	3
	総合病院水戸協同病院	10	6	10	6
	水戸済生会総合病院	10	4	10	5
	水戸医療センター	9	4	9	4
	茨城県立中央病院	10	5	10	5
	茨城県立中央病院 (自治医科大学卒業生見込み数(マッチング外採用))	3	-	1	-
	(株)日立製作所日立総合病院	12	7	12	7
	(株)日立製作所ひたちなか総合病院	8	5	8	5
	東京医科大学茨城医療センター	10	6	10	6
	牛久愛和総合病院	6	4	5	3
	つくばセントラル病院	7	3	5	3
	JAとりで総合医療センター	5	2	5	2
	総合守谷第一病院	2	2	2	2
	龍ヶ崎済生会病院	2	2	-	-
	友愛記念病院	7	4	7	4
茨城西南医療センター病院	8	5	8	5	
医師不足 地域外	総合病院土浦協同病院	15	4	15	4
	独立行政法人国立病院機構 霞ヶ浦医療センター	3	1	3	1
	筑波記念病院	10	4	10	4
	筑波大学附属病院	90	15	90	15
	筑波メディカルセンター病院	13	5	13	5
	筑波学園病院	5	2	3	2
医師不足地域内計		114	62	107	60
医師不足地域外計		136	31	134	31
合計		250	93	241	91
募集定員上限		265	/	241	/
定員残		15		0	

令和5年度（令和6年度採用）募集定員の算定方法

○前年度（令和4年度）と同様の算定方法とする。

（R2.10.29 地域医療対策協議会で決定された方法）

（1）県における病院ごとの募集定員の算定（従来厚生局が用いていた算定方法）

- ① 過去3年間の研修医の受入実績の最大値（医師派遣実績加算を含む）（A）
 ※医師派遣加算：医師派遣等が行われている常勤の医師数が20人以上の場合を1とし、5人増える毎に1を加え、80人以上の場合を13とする。
- ② ①の県内病院の合計（A⁺）が、基礎数値（厚生局の用いていた基礎数値の算定にならった「基本となる数（人口又は医学部入学定員に応じた配分）」と「地理的条件等の加算」の合計）（B）を超える場合は次の計算式により調整する。（計算式： $A \times B / A^+$ ）
- ③ 各病院が希望する募集定員（C）が②の値を上回る場合は②の値、下回る場合はCの値とする。
- ④ 小児科・産科研修プログラムの募集定員の特例加算として、③まで計算した値が20人以上の場合は4人分を加算する。
- ⑤ ①～④までの手順で算出した値が、0～1人の場合は、最低募集定員2人を確保するため、調整加算を行う。
 ※医師不足地域でない地域（人口10万人対医師数が全国値を上回る二次医療圏）の病院で、直近2年間の実績が0人の場合は、募集定員は0人。

（2）県による調整枠の配分

（1）の計算結果から厚生労働省が定める県の上限枠との差（県調整枠）について、県で定める配分ルールに基づき各病院へ配分する。

令和3年度以降

配分ルール

- ・各病院の希望定員数とする。
 ※各病院の希望定員数の合計が、国が定める県の上限枠を上回る場合は、令和2年度の配分ルールを採用する。

【令和2年度の配分ルール】

- ①各病院の修学生採用枠（上限）を最低数とする。
- ②前年度フルマッチした病院は希望どおりの数を配分する。
- ③直近3年の採用実績のうち、最も多い年度の実績を最低数とする。
- ④上記ルールで配分した結果、配分数に残が出た場合には、病院間の協議により配分を決定する。
- ⑤最終的に残が出た場合には、配分せず、各病院への配分数の合計を県全体の募集定員とする。

（参考）国の上限数と県設定の募集定員

	国から示された募集定員の上限(A)	県設定の募集定員(B)	差引(A)-(B)
R 4 募集	241	241	0
R 3 募集	255	247	8
R 2 募集	276	251	25

○県の募集定員設定に係る国の規定の改正について

「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正（令和 4 年 3 月 31 日付け厚生労働省医政局通知）により、都道府県における病院ごとの募集定員の設定について、各病院の妊娠・出産・育児に関する施設及び取組を勘案して当該定員を設定するような内容が盛り込まれた。

【対応】

各病院が希望する募集定員数の合計が、国が示す募集定員上限を大きく上回るなど、現在本県が用いている算定方法による調整が難しくなった場合は、各病院の妊娠・出産・育児に関する施設及び取組を勘案した募集定員の配分を検討する。

<参考>

（抜粋）「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」

（一部改正 令和 4 年 3 月 31 日）

通知第 2 の 23（2）

都道府県知事は、(1)にて設定された上限の範囲内で、医師少数区域等における医師の数の状況、各病院の研修医の受入実績、その他地域の実情等を勘案して、地域医療対策協議会の意見を踏まえ、病院ごとの定員の算定方法をあらかじめ定め、当該定員を設定することとし、各病院の妊娠・出産・育児に関する施設及び取組を勘案して当該定員を設定するよう努めること。

令和5年度募集（令和6年度採用）の研修医の募集定員とその算定過程

単位：人数

二次医療圏	病院名	算定方法(1) (従来厚生局が用いていた算定方法)													算定方法(2) (県による調整枠の配分)		令和5年度募集定員	定員残	
		受入実績			a~cの 最大値	医師派遣実 績加算	d+e ①	基礎数値 ※	AがBを超え た場合の調 整 (A×B/A) ②	希望募集定 員	②とCの小 さい方	小児科・産 科特例加算	最低2名にす るための調 整	算定方法 (1)の合計 (D+E+F)	募集定員上限 枠	各病院の希望定員数の合計が上 限枠を下回る場合			
		R2年度	R3年度	R4年度											募集定員上限 (265)	希望募集定員まで 追加配分			
		a	b	c															C-G
水戸	水戸赤十字病院	4	5	5	5			5	5	5			5	265	36	0	5		
	総合病院水戸協同病院	10	9	10	10			10	10	10			10			0	10		
	水戸済生会総合病院	8	10	10	10			10	10	10			10			0	10		
	水戸医療センター	6	5	9	9			9	9	9			9			0	9		
	茨城県立中央病院	12	11	11	12			12	13	12			12			1	13		
日立	(株)日立製作所 日立総合病院	9	10	11	11			11	12	11			11	1	12				
常陸太田・ ひたちなか	(株)日立製作所 ひたちなか総合病 院	8	7	8	8			8	8	8			8	0	8				
取手・ 竜ヶ崎	東京医科大学茨城医療センター	5	7	10	10			10	10	10			10	0	10				
	牛久愛和総合病院	5	5	5	5			5	6	5			5	1	6				
	つくばセントラル病院	2		2	2			2	7	2			2	5	7				
	JAとりで総合医療センター	4	5	5	5			5	5	5			5	0	5				
	総合守谷第一病院	1	2		2			2	2	2			2	0	2				
	龍ヶ崎済生会病院								2			2	2	0	2				
古河・坂東	友愛記念病院		1	1	1			1	7	1		1	2	5	7				
	茨城西南医療センター病院	4	5	8	8			8	8	8			8	0	8				
土浦	総合病院土浦協同病院	15	15	15	15			15	15	15			15	0	15				
	独立行政法人国立病院機構霞ヶ浦 医療センター	1	2	1	2			2	3	2			2	1	3				
つくば	筑波記念病院	7	7	7	7			7	10	7			7	3	10				
	筑波大学附属病院	52	60	52	60	13		71	84	71			71	13	84				
	筑波大学附属病院(小・産)								6	6			6	0	6				
	筑波メディカルセンター病院	9	8	10	10			10	13	10			10	3	13				
	筑波学園病院	2	2	1	2			2	5	2			2	3	5				
合 計		164	176	181	194	13		207 (A)	201 (B)	205	250	211	0	3	214	265	36	250	15

※基礎数値について

本県の算定においては、例年厚生労働省の用いていた基礎数値の算定にならい「基本となる数（人口又は医学部入学定員に応じた配分）192人」と「地理的条件による加算16人」の合計を「基礎数値」として使用。

【参考】例年厚生労働省の用いていた基礎数値の算定

「人口又は医学部入学定員に応じた配分」と「地理的条件等の加算」の合計

令和6年度臨床研修 都道府県別募集定員の上限

別紙

	R5年度募集定員上限	R5年度病院募集定員合計(※1)	R4年度採用実績	基本となる数(全国の研修医総数推計値を人口分布や医学部入学生数で按分)(※2)	地域枠による加算(※3)	地理的条件等による加算				基本となる数と加算の合計(仮上限)	直近の採用数等の保障					0.5%押しによる追加配分	R6募集定員上限(※5)	
						地理的条件(100%のキョーモートルルあたりの医師数による加算)(※4)	地理的条件(道島の人口による加算)	医師少数区域の人口に応じた加算	都道府県間の医師偏在状況に応じた加算		直近の採用数	⑤と⑥のうち⑤が少ない方	①と⑥のうち少ない方	仮上限に不足数	仮上限と昨年実績との差			仮上限から削る数(不足数の合計を削って按分)
	①			②	③	④-1	④-2	④-3	④-4	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
北海道	439	442	318	365	29	37	3	1	3	438	318	—	—	—	0	0	0	438
青森	195	156	94	103	71	11	0	1	4	190	94	—	—	—	96	8	0	182
岩手	132	125	61	101	37	11	0	1	4	154	61	—	—	—	93	8	0	146
宮城	230	230	169	193	6	14	1	1	3	218	169	—	—	—	0	0	11	229
秋田	116	109	66	80	32	8	0	1	3	124	66	—	—	—	58	5	0	119
山形	125	123	68	89	22	9	1	1	3	125	68	—	—	—	57	5	0	120
福島	197	169	115	128	57	13	0	1	4	203	115	—	—	—	88	7	0	196
茨城	241	241	171	201	57	0	0	3	4	265	171	—	—	—	0	0	0	265
栃木	199	199	159	162	8	12	0	1	3	186	159	—	—	—	0	0	12	198
群馬	163	146	114	136	16	10	0	1	3	166	114	—	—	—	52	4	0	162
埼玉	516	493	408	517	27	0	0	2	4	550	408	—	—	—	142	12	0	538
千葉	499	499	435	442	43	0	0	1	3	489	435	—	—	—	0	0	8	497
東京	1,280	1,289	1,287	1,183	28	0	7	3	2	1,223	1,287	1,223	1,280	57	0	0	0	1,280
神奈川	648	652	630	650	14	0	0	0	3	667	630	—	—	—	0	0	0	667
新潟	230	230	125	153	29	11	12	2	4	211	125	—	—	—	0	0	18	229
富山	112	112	85	87	11	7	0	0	3	108	85	—	—	—	0	0	3	111
石川	131	134	77	95	11	7	1	1	2	117	77	—	—	—	0	0	13	130
福井	92	92	62	64	10	5	0	1	3	83	62	—	—	—	0	0	9	92
山梨	109	83	59	68	43	5	0	0	3	119	59	—	—	—	60	5	0	114
長野	178	176	121	143	18	11	0	1	3	176	121	—	—	—	55	5	0	171
岐阜	191	191	149	138	38	10	0	1	3	190	149	—	—	—	0	0	0	190
静岡	299	299	260	254	47	0	1	1	3	306	260	—	—	—	0	0	0	306
愛知	560	563	534	529	37	0	1	1	3	571	534	—	—	—	0	0	0	571
三重	172	160	129	124	48	9	1	1	3	186	129	—	—	—	57	5	0	181
滋賀	131	131	124	104	14	8	1	0	3	130	124	—	—	—	0	0	0	130
京都	253	261	261	201	7	0	0	1	2	211	261	211	253	42	0	0	0	253
大阪	626	638	636	620	15	0	0	0	2	637	636	—	—	—	0	0	0	637
兵庫	411	412	405	382	19	0	2	0	3	406	405	—	—	—	0	0	3	409
奈良	131	131	128	107	14	0	0	0	3	124	128	124	128	4	0	0	0	128
和歌山	128	129	100	77	36	6	0	1	2	122	100	—	—	—	0	0	5	127
鳥取	85	85	43	46	30	4	0	0	2	82	43	—	—	—	0	0	3	85
島根	96	79	57	56	29	6	6	1	3	101	57	—	—	—	44	4	0	97
岡山	198	202	176	158	6	12	1	1	2	180	176	—	—	—	0	0	17	197
広島	214	205	186	196	22	0	3	0	3	224	186	—	—	—	38	3	0	221
山口	141	132	99	112	15	8	1	1	3	140	99	—	—	—	41	3	0	137
徳島	79	77	48	60	12	5	1	1	2	81	48	—	—	—	33	3	0	78
香川	108	108	54	80	14	0	9	1	3	107	54	—	—	—	0	0	0	107
愛媛	144	142	74	108	21	8	4	0	3	144	74	—	—	—	70	6	0	138
高知	98	98	58	58	28	5	1	1	2	95	58	—	—	—	0	0	3	98
福岡	416	421	382	409	0	0	1	1	2	413	382	—	—	—	0	0	1	414
佐賀	86	86	60	68	4	0	1	1	2	76	60	—	—	—	0	0	10	86
長崎	151	143	100	110	10	0	31	1	2	154	100	—	—	—	54	5	0	149
熊本	147	147	103	122	6	9	1	1	2	141	103	—	—	—	0	0	5	146
大分	116	110	83	94	14	7	1	1	3	120	83	—	—	—	37	3	0	117
宮崎	118	105	51	90	22	7	1	1	3	124	51	—	—	—	73	6	0	118
鹿児島	164	146	100	113	18	8	34	1	3	177	100	—	—	—	77	6	0	171
沖縄	165	165	141	110	19	0	30	0	2	161	141	—	—	—	0	0	3	164
計	11,260	11,066	9,165	9,484	1,112	283	157	41	132	11,215	9,165	1,558	1,661	103	1,225	103	124	11,339

(※1)施設ごとの募集定員を原則最低2人にする等の都道府県が行う調整により、病院募集定員合計が厚生労働省の示した募集定員上限を上回る場合がある。

(※2)「研修医総数推計値」は、令和6年度研修希望者数推計値に、研修希望者数に対する採用実績数の割合の過去3年平均(0.90)を乗じて算出。

→令和6年度研修の希望者数推計値 10,538人×0.90=9,484人

(※3)①都道府県が奨学金を賞与している者の人数、②令和2年8月の医師需給分科会において示された地域枠の定義の要件を満たしている者の人数、の合計に今回の倍率(1.06)を乗じて算出。

(※4)面積当たり医師数については、全国の平均値よりも少ない場合等に加算。

(※5)⑥から⑩の計算は、直近の採用数等の保障による激変緩和のための加減であり、追加する都道府県の定員は、他の都道府県の「仮上限」から、当該都道府県の「仮上限」と直近の採用実績との差に応じて削減することにより調整。ただし、「令和5年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」は、「仮上限」からの定員削減の対象外(⑩=0)とする。

また、⑬の計算は、令和5年度の募集定員上限からの減少率が、全国の募集定員上限の減少率(0.5%)を上回る都道府県(令和5年度の募集定員上限を全て病院に配分しており、かつ、激変緩和(直近の採用数保証)措置の加算対象ではない都道府県に限る)に対し、減少率が0.5%となるまで加算(⑫)。

(※6)四捨五入等の関係で表記上合計が一致しない場合がある。

令和6年度の全国の募集定員上限と各都道府県の募集定員上限の算出方法

■全国の募集定員上限（11,209人）

研修希望者数（10,538人）× 1.06^{※1} + 令和5年度の募集定員上限（11,260人）と募集定員（11,066人）の差分×1/5^{※2}

※1 令和7年までに段階的に1.05まで縮小
 ※2 令和7年までに段階的に縮小・廃止

■各都道府県の募集定員上限

① 人口分布

$$\text{全国の研修医総数（9,484人）} \times \frac{\text{都道府県の人口}}{\text{全国の総人口}}$$

② 医学部入学定員

$$\text{全国の研修医総数（9,484人）} \times \frac{\text{医学部の入学定員}}{\text{全国の医学部入学定員}}$$

③ 基本となる数

$$\text{全国の研修医総数（9,484人）} \times \frac{\text{①と②の多い方*}}{\text{①と②の多い方*の全都道府県合計}}$$

* ②(入学定員)を用いる場合、①(人口分布)の1.2倍を限度

④ 地域枠による加算

$$\text{地域枠入学者数} \times 1.06 \text{ (今回の倍率)}$$

+ ⑤ 地理的条件等による加算

- (1) 100km²あたり医師数^{※3}
- (2) 離島の人口^{※3}
- (3) 医師少数区域の人口^{※4}
- (4) 都道府県間の医師偏在状況^{※5}

※3 それぞれに一定の係数をかけた値を加算
 ※4 残りの数に「都道府県の医師少数区域の人口/全国の人口」をかけた値を加算
 ※5 さらに残った数を、都道府県間の医師偏在状況に応じて按分

⑥ 激変緩和(直近の採用数保障)

・ ①～③の合計（「仮上限」）が、直近（令和4年度）の採用数に満たない場合、各都道府県の令和4年度採用数を当該都道府県の募集定員上限とする

・ 上記により追加する定員は、他の都道府県の「仮上限」から $\frac{\text{各都道府県の（「仮上限」 - 令和4年度採用数）}}{\text{各都道府県の（「仮上限」 - 令和4年度採用数）の合計}}$ に応じて定員を削減して捻出
 ただし、「令和5年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」は、「仮上限」からの定員削減の対象外とする

+ ⑦ 募集定員上限の減少率が全国の募集定員上限の減少率を上回る場合の加算 ※上記11,209人に別途加算するもの

・ ①～④の結果、令和5年度の募集定員上限からの減少率が、全国の募集定員上限の減少率（0.5%）を上回る都道府県（令和5年度の募集定員上限を全て病院に配分しており、かつ、④の加算の対象ではない都道府県に限る）に、減少率が0.5%となるまで加算

(別紙) 令和6年度 基礎研究医プログラム定員

	都道府県	大学病院の名称	定員
1	宮城県	東北大学病院	2
2	茨城県	筑波大学附属病院	1
3	栃木県	獨協医科大学病院	1
4	埼玉県	埼玉医科大学病院	1
5	千葉県	千葉大学医学部附属病院	1
6	東京都	慶應義塾大学病院	2
7		帝京大学医学部附属病院	1
8		東京医科歯科大学病院	2
9		東京慈恵会医科大学附属病院	1
10		東京女子医科大学病院	1
11		日本大学医学部附属板橋病院	1
12		日本医科大学付属病院	1
13		順天堂大学医学部附属順天堂医院	2
14	神奈川県	聖マリアンナ医科大学病院	1
15		横浜市立大学附属病院	1
16	山梨県	山梨大学医学部附属病院	1

	都道府県	大学病院の名称	定員
17	愛知県	藤田医科大学病院	1
18	滋賀県	滋賀医科大学医学部附属病院	1
19	京都府	京都大学医学部附属病院	2
20		京都府立医科大学附属病院	1
21	大阪府	大阪大学医学部附属病院	2
22		関西医科大学附属病院	1
23		大阪公立大学医学部附属病院	2
24	兵庫県	兵庫医科大学病院	1
25	奈良県	奈良県立医科大学附属病院	2
26	和歌山県	和歌山県立医科大学附属病院	1
27	岡山県	岡山大学病院	1
28	広島県	広島大学病院	1
29	福岡県	久留米大学病院	1
30	大分県	大分大学医学部附属病院	2
31	鹿児島県	鹿児島大学病院	1